

# 8 工事検査

## 8 工事検査

- 1 工事検査とは、図面検査及び現場検査をいう。
- 2 主任技術者は、工事検査により、給水装置が施行令第6条に適合していることを確認しなければならない。
- 3 管理者は、さいたま市の施設の適正管理や水質の安全確保に関する責任を果たすことを主目的として、必要な範囲に限って工事検査を行う。
- 4 施工した給水装置の耐圧検査及び水質検査（簡易5項目水質検査）を行うこと。
- 5 使用者は、管理者が交付した標識を門戸に掲げるものとする（給水条例第8条）。
- 6 工事検査の完了後、主任技術者は給水装置の管理区分（給水条例第7条 使用者等の管理上の責任）等の内容について十分に説明すること。

### <解説>

2 主任技術者は、給水装置工事に係る技術上の管理、従事する者の技術上の指導監督及び給水装置が施行令第6条に適合していることの確認を職務としている。給水装置工事を適正に施工するためには、その前後において必要な確認をしなければならない。

また、施工した内容について、設計書からの軽微な変更（6.2 で挙げたもの以外の変更。例：給水管延長の変更等）が生じた場合も、その内容及び理由を給水工事課へ報告するものとする。

主任技術者は、図面検査において、提出する図面が、「5 図面作成」のとおりで作成されていることを確認しなければならない。給水装置はその大部分が埋設され、管理者は現場検査時に実際の施工状態の確認ができない。そのため、図面検査と一部の現場検査となる。よって、主任技術者は材料、施工内容等について給水装置工事に従事した者からも確認し、提出する図面と実際の施工の内容が相違ないことを必ず確認する。

主任技術者が現場検査で確認する内容は、表-8.1.1のとおりである。

表-8.1.1 現場検査

種類及び項目		内 容
屋外の 検査	分岐部の オフセット	・ 正確に測定されていること。
	埋設深さ	・ 所定の深さが確保されていること。
	離隔	・ 他の埋設物との離隔が 30 センチメートル以上あること。
	管延長	・ しゅん工図と整合すること。

	メーター、メーター用止水栓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メーターは逆付け、偏りがなく、水平に取付けられていること。</li> <li>・検針、取替えに支障がないこと。</li> <li>・止水栓の操作に支障がないこと。</li> <li>・止水栓は、逆付け及び傾きがないこと。</li> </ul>
	メーター室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傾きがないこと及び設置基準に適合すること。</li> </ul>
	止水栓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スピンドルの位置が止水栓きょうの中心にあること。</li> </ul>
配管	配管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・延長、給水用具等の位置がしゅん工図と相違がないこと。</li> <li>・配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。</li> <li>・配管の口径、経路、構造等が適切であること。</li> <li>・水の汚染、破壊、侵食、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。</li> <li>・逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間の確保等がなされていること。</li> </ul>
	接合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クロスコネクションがなされていないこと。</li> </ul>
	管種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造材質基準適合品の使用を確認すること。</li> </ul>
給水用具		<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造材質基準適合品の使用を確認すること。</li> <li>・適切な接合が行われていること。</li> </ul>
受水槽設備		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「さいたま市水道局受水槽の設備設置基準」に適合していることを確認すること。</li> <li>・オーバーフロー管口径が適正で間接排水や防虫網の措置がされていること。</li> </ul>
雑用水槽設備		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「さいたま市水道局受水槽の設備設置基準」に適合していることを確認すること。</li> <li>・オーバーフロー管口径が適正で間接排水や防虫網の措置がされていること。</li> <li>・逆止弁及び吸気弁の設置を確認すること。</li> </ul>
増圧給水設備		<ul style="list-style-type: none"> <li>・増圧給水設備及び減圧式逆流防止器の設置が「直結給水システム設計施工基準」に適合していることを確認すること。</li> </ul>
機能検査		<ul style="list-style-type: none"> <li>・通水した後、各給水用具からそれぞれ放流し、メーター経由の確認及び給水用具の吐水口、動作状態などについて確認すること。</li> </ul>
耐圧試験		<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の水圧による耐圧試験で、漏水及び抜けなどのないことを確認すること。</li> </ul>

### 3 管理者（給水工事課）が行う検査

実際の施行が施行要領に規定する基準に適合しているかについて検査を行う。主任技術者は当該検査が円滑に行われるよう準備しなければならない。

検査項目は以下のとおりとする。

#### (1) 図面検査

主任技術者により提出された図面を検査する。

#### (2) 現場検査

##### ア 工法及び配管等に係る検査

管理者が認めた工法及び指定材料で配管をされていることを検査する。

##### イ メーター設置に係る検査

メーターの検針及び取替えに支障がないことを検査する。

##### ウ 通水検査

図面に基づき、給水栓等の設置位置、メーターを経由した配管であることを検査する。

井水等の併用時は、クロスコネクション防止のため、各水栓より上水道、井水等の通水確認を行う。

##### エ 耐圧検査

所定の水圧による耐圧検査で、漏水及び抜けなどが無いことを検査する。給水工事課が現場検査で行う耐圧検査は、材料指定の範囲までとする。

##### オ 水質検査

末端の給水栓において表-8.1.2 に示す簡易5項目水質検査を実施し、残留塩素にあつては0.1ミリグラム毎リットル以上であることの検査、その他の項目においては異常でないことを検査する。

なお、簡易5項目水質検査の結果、水質に問題があると認められる場合は、原因を確認し、状況に応じて主任技術者と協議の上、現地検査の中止又は給水停止の措置を講じる。

##### カ その他、施工内容や現場状況に応じ必要な事項

### 4 各検査は、次のとおりとする。

#### (1)耐圧検査

##### ア 水道用サドル付分水栓からメーター用止水栓又は材料指定の範囲までの場合

(ア) 水道用サドル付分水栓を取付け後、頂部のキャップ側からサドル取付ガスケットの設置状況等を確認する。水圧テストポンプを水道用サドル付分水栓の頂部に接続し、所定の水圧（0.75メガパスカル）を1分間保持し耐圧検査を行う。

(イ) 給水工事課により耐圧検査の合格を確認した場合には、せん孔及び密着形

コア装着作業を行う。終了後、水道用サドル付分水栓とメーター用止水栓までの給水装置を接続し、管内を充水しながら、メーター用止水栓をわずかに開いて給水装置内の空気を抜く。

- (ウ) 空気が完全に抜けたら、水道用サドル付分水栓の栓棒を閉める。
- (エ) メーター用止水栓より加圧を行い水圧が0.75メガパスカルに達したら、水圧テストポンプのバルブを閉めて1分間その状態を保持し、水圧の低下がないことを確認する。
- (オ) 検査終了後は、給水装置内の圧力を下げてから水圧テストポンプを取り外し、水道用サドル付分水栓の栓棒を開け、メーター用止水栓より排水を行う。

※ 上記以外の給水装置工事において給水工事課が耐圧検査の必要があると認めた場合は、給水工事課の指示に従い耐圧検査を行うこと。

- イ 不断水式割T字管の場合  
標準仕様書によること。

## (2)水質検査

水質検査（簡易5項目水質検査）について、表-8.1.2の確認を行うこと。

表-8.1.2 水質の検査項目

項目	判定基準
残留塩素（遊離）	0.1mg/ℓ以上
臭気	観察により異常でないこと。
味	〃
色	〃
濁り	〃

## 5 標識（水道番号）及び部屋番号等の掲示確認

門戸その他容易に確認できる箇所に標識（水道番号）の掲示を行うため、主任技術者はその位置について申請者に確認をし、検査時までには掲示しておくこと。また、共同住宅においては、門標と部屋番号が一致しているかも確認事項となるため、検査時までには掲示されているか確認しておくこと。そして、標識（水道番号）は再発行しないため、申請地に標識（水道番号）の掲示が困難な場合（現地が更地等）は、メーターボックスに貼付し、建物が竣工した際には、門戸その他容易に確認できる箇所に掲示する。